

市立保育所民間移管
検証結果報告書

令和3年3月

横浜市こども青少年局

市立保育所民間移管検証結果報告書 目次

はじめに	1
第1 事業概要	2
1 事業開始の経緯	2
2 事業目的	2
3 基本的な考え方	2
4 移管方法	2
5 事業計画に基づく今後の移管等対象園	3
6 移管事業の進め方	4
7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について	6
第2 検証の趣旨、内容・方法	8
1 趣旨	8
2 内容・方法	8
第3 移管後の運営状況等	9
1 移管条件及びその実施状況	9
2 その他園独自の改善	10
3 民間の力の活用による保育環境改善等	11
4 運営の効率化	11
第4 平成30～31（令和元）年度移管の振り返り	12
1 保護者アンケート結果	12
2 移管先法人アンケート結果	17
3 市立職員アンケート結果	20
4 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング	25
第5 法人選考委員による振り返り	26
1 法人選考委員に対する事業全体に関するアンケート結果	26
第6 民間移管事業に対する意向調査	28
1 令和2～4年度移管 法人募集説明会参加法人へのアンケート結果	28
第7 令和5～6年度（第7期）移管等対象園の方向性について	30
1 令和5～6年度（第7期）移管等対象園	30
2 これまでの手法による民間移管が難しい園について	30
第8 まとめ	31
1 事業評価	31
2 民間移管事業の今後について	33

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことなどを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を開始し、令和2年度までに55園の移管を完了しました。

平成26年9月には、「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定するとともに、ネットワーク事務局園以外は、民間移管等の対象として検討することとしました。これを受け、26年度の事業検証では、事業開始当初からの総括的な検証を実施するとともに、民間移管の事業計画を策定し、27年2月に公表しました。

この民間移管の事業計画について、情報提供に努めた結果、保護者の皆様への周知が進み、移管年度が公表された際、ご意見が寄せられることも少なくなっています。

今回の検証では、平成30～31(令和元)年度移管の本事業について検証するとともに、令和5～6年度移管等対象園の方向性などについて、併せて検討を行いました。

横浜市立保育所の民間移管については、今回の検証結果を踏まえながら、引き続き、丁寧に進めていきます。

第1 事業概要

1 事業開始の経緯

女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の利用希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大し、就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化していくという時代背景の中、限られた財源を有効に活用し、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、本市においても重要な課題となりました。

こうした背景や課題のもとで、平成15年2月に、横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、15年4月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定し、この方針に基づいて、16年度から移管事業を進めています。

〈横浜市児童福祉審議会 意見具申（平成15年2月、抜粋）〉

- ・民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点を踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

2 事業目的

- (1) 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応します。
- (2) 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進します。

3 基本的な考え方

移管にあたっては、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、次の考え方のもとで進めていくよう配慮しています。

- (1) 保育の質を確保し、保育内容の向上が図られるよう優良な法人を選定するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します。
- (2) 子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います。
- (3) 保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます。
- (4) 民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。

4 移管方法

- (1) 土地：無償貸付
- (2) 建物：有償譲渡（不動産鑑定評価額の1/4）
- (3) 移管先：認可保育所等^{*}の運営実績のある社会福祉法人、公益法人

^{*}幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を含む。

5 事業計画に基づく今後の移管等対象園

事業計画は令和6年度までとなっており、3年度以降の移管等対象園は15園です。
 なお、5年度までの移管予定園は公表しています。

移管等対象園（園名は行政区順 “保育園” の表記は省略） ※ 丸数字は移管年度
④三春台（南）、④野庭、上大岡東（港南）、⑤向台（保土ヶ谷）、④白根（旭）、 ③滝頭（磯子）、釜利谷（金沢）、菊名（港北）、④竹山（緑）、③荏田北（青葉）、 ③茅ヶ崎（都筑）、③俣野、⑤舞岡（戸塚）、⑤上郷、公田（栄）

<市立保育所 ネットワーク事務局園一覧>（“保育園” の表記は省略）

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曾根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

6 移管事業の進め方

現在の移管事業は、移管予定園公表から移管まで約2年6か月の準備期間を確保し、概ね次表で示すスケジュールに沿って進めています。

3年前	8月末	移管予定園公表	
	10月		保護者説明会（在園児保護者向け）
	11月		
	12月		
	1月	保護者説明	個別相談
	2月		在園児保護者アンケート
	3月		入園説明会での資料配付
2年前	4月	法人選考	新入園児保護者アンケート 保護者説明会（新入園児保護者向け） 第1回法人選考委員会
	5月		法人選考委員による移管予定園訪問・保護者意見交換 第2回法人選考委員会
	6月	法人募集	
	7月	応募受付	既移管園見学会
	8月		1次選考書類（保育理念等）の保護者閲覧 第3回法人選考委員会（1次選考）
	9月	実地調査	
	10月	法人面接	第4回法人選考委員会
	11月	法人決定	第5回法人選考委員会（2次選考） 移管先法人発表
	12月		
	1月		保護者説明会（法人紹介）
	2月		移管前共同保育見学会
	3月		入園説明会での資料配付
	1年前	4月	引継ぎ
5月			
6月			
7月			第2回三者協議会
8月			
9月			第3回三者協議会
10月			
11月			第4回三者協議会
12月			
1月			
2月		共同保育	第5回三者協議会
3月			
移管	4月以降	移管先法人による運営開始（4月～） アフターフォロー 三者協議会	

(1) 移管予定園の選定

施設の老朽化状況、立地条件、利用状況、利便性、地域特性等を総合的に勘案し、移管の約2年6か月前に事業計画に基づき対象園を選定、公表しています。

【配慮事項】

- 原則として、同一区の園が2か年度連続して移管対象にならないよう配慮しています。
- 該当園において、移管業務と大規模工事等が重ならないよう配慮しています。

(2) 保護者説明

民間移管事業を円滑に進めるためには保護者の理解と協力が不可欠です。保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、保護者説明会、個別相談、既に移管した園の見学会等を複数回にわたって実施しています。この他、移管準備の進行にあわせて適宜、情報提供を行っています。

保護者説明会等には、できるだけ多くの保護者に参加していただけるよう、園ごとに保護者のお迎え時間帯を考慮するなど、工夫して取り組んでいます。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止も含め、状況に合わせて対応しています。

(3) 法人募集

移管2年前の6月に法人募集を行っています。募集にあたっては、法人募集説明会の開催前に、市内外を問わず応募要件を満たす法人を対象にダイレクトメール（約1,900通）を送付しています。また、市ホームページの他、関係団体ホームページにも募集案内掲載を依頼するなど、積極的に情報提供しています。

(4) 法人選考

客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる「横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会」（本市附属機関「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の分科会）において移管先法人を選考しています。

選考は、移管前々年度の4月から11月までの約8か月にわたり行われています。上記法人選考委員会では、①選考基準や選考方法の決定、②移管予定園を訪問し、職員や保護者と意見交換、③書類審査、④法人運営園への実地調査、⑤面接（法人理事長・施設長予定者・主任保育士予定者・会計担当者）等を経て、移管先法人を選定しています。

<法人応募状況及び移管先法人の所在地別内訳（移管時）> （令和4年度移管まで）

年度	応募				移管先			
	小計	市内	県内	県外	小計	市内	県内	県外
平成16年度	18	10	0	8	4	3	0	1
17年度	24	11	3	10	4	3	0	1
18年度	17	7	1	9	4	2	1	1
19年度	15	6	2	7	4	2	0	2
20年度	13	5	1	7	4	1	0	3
21年度	16	5	2	9	4	2	1	1
23年度	16	5	2	9	4	2	0	2
24年度	19	2	2	15	4	1	0	3
25年度	20	6	4	10	4	2	1	1
26年度	22	3	1	18	2	1	0	1
27年度	20	5	0	15	2	1	0	1
28年度	8	0	1	7	2	0	1	1
29年度	19	7	1	11	2	2	0	0
30年度	17	3	3	11	3	1	0	2
令和元年度	10	1	3	6	4	1	1	2
2年度	6	2	0	4	4	1	0	3
3年度	12	5	0	7	4	2	0	2
4年度	12	1	1	10	4	0	1	3
合計	284	84	27	173	63	27	6	30

(5) 民間移管にあたっての諸条件

移管先法人には、通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」を付しています。その内容は、保育の基本的な内容に加え保護者の声やこれまでの移管状況、法人選考委員会での議論も踏まえて、移管年度ごとに本市が決定しています。

(6) 三者協議会

保護者、移管先法人及び横浜市の三者で構成され、移管 1 年前から最長で移管日の前日に在園していた子どもが卒園するまでの間、実施しています。

移管前の三者協議会では、移管後の保育内容や、給食に関すること、延長保育の利用方法などについて、1 年間をかけて協議・決定しています。

移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(7) 引継ぎ・共同保育

環境変化による子どもへの影響を最小限にするため、保育内容の継承及び子どもとの信頼関係づくりを行う「引継ぎ・共同保育」を 1 年にわたって実施しています。

移管 1 年前の 4 月から、施設長予定者及び主任保育士予定者が、子どもの様子をはじめ、行事、施設・設備、近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎをします。

移管 3 か月前の 1 月からは、各クラス担任予定の法人保育士も加わり、市立職員との共同保育や、保護者との個人面談等を実施し、子ども・保護者との信頼関係づくりに努めています。

また、横浜市の保育について理解を深めてもらうため、市内保育施設を対象とした横浜市の研修プログラムの受講を移管先法人にも案内しています。

(8) アフターフォロー

園運営の円滑な移行を支援するため、移管後一定の期間、市職員（移管前の園長及び保育士、市立園長経験者等）が移管園へ訪問しています。

7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について

この訴訟は、平成 16 年度に移管した 4 園の一部の保護者から、園を廃止する処分の取消と損害賠償を求めて提起されたものです。

一審の横浜地裁判決（18 年 5 月 22 日）では、民営化を 16 年 4 月 1 日に実施することとしたことは違法と認定され、損害賠償（一世帯 10 万円）を命じられました。

一方、二審の東京高裁判決（21 年 1 月 29 日）では、処分の取消を求める請求は不合法であり、却下を免れないとされ、損害賠償請求についても棄却されました。

その後、最高裁判所に上告受理の申立がなされ、21 年 11 月 26 日に最高裁の判決が出されました。判決の概要は以下の通りです。

(1) 本件改正条例の処分性について

本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである。

本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(2) 取消請求について

本件改正条例の制定行為の取消しを求める部分を不適法として却下した原審の判断には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした点において、法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべき。

原審の判断は、結論において是認することができる。

※なお、国家賠償請求に関する部分は、申立てが受理されていません。

第2 検証の趣旨、内容・方法

1 趣旨

市立保育所民間移管事業では、平成16年度の事業開始以降、3年毎に検証を行いながら事業を進め、令和2年度までに55園を移管しました。この間、平成26年9月にネットワーク事務局園54園を公表し、それ以外の市立園を移管等の対象としたことを受け、27年2月に今後の事業計画を策定しました。

今回の検証では、平成30～31（令和元）年度の移管園関係者に対してアンケートを行うとともに、法人選考委員や法人募集説明会参加法人に対するアンケートを実施しました。

また、今後の移管予定園（令和5～6年度移管）については、移管にあたって配慮事項のある園が含まれていることから、併せて、その方向性についても検討しました。

【今回の検証は、平成30～31（令和元）年度移管が対象です】

これまでの検証では、3年に1回の事業検証のため、直近3年間の移管園を対象として、検証の実施年度に、まとめてアンケート等を実施していました。そのため、検証の際、アンケート実施時点での移管後経過年数が移管年度によって変わってしまう、という課題がありました。

上記課題へ対応するため、既移管園のアンケートについては、検証実施年度にまとめてアンケートを実施する方法を改め、実施を「移管後概ね1年経過した」時期で統一することとしました。

そのため、今回の検証では、平成30～31（令和元）年度を対象としています。

2 内容・方法

(1) 本事業に関する検証

ア 平成30～31（令和元）年度移管の振り返り

(ア) 移管園関係者へのアンケートの実施

- a 保護者
- b 移管先法人
- c 引継ぎ・共同保育時に移管園に勤務していた市立園職員
 - ・ 引継ぎ・共同保育終了時
 - ・ アフターフォロー終了時

(イ) 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング

イ 法人選考委員による振り返り

法人選考委員に対する事業全体に関するアンケートの実施

ウ 民間移管事業に対する意向調査

令和2～4年度移管にかかる法人募集説明会参加法人へのアンケートの実施

(2) 令和5～6年度移管等対象園の方向性について

令和5～6年度移管予定園の今後の方向性を検討

第3 移管後の運営状況等

1 移管条件及びその実施状況

(1) 保育所運営条件

民間移管にあたっては、移管園の保育の継承を基本とすることを前提に、以下の①～⑩の項目について条件を定めており、これまでの移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

- ①定員構成の継承 ②障害児保育の実施 ③休園日 ④費用負担
- ⑤年間行事の継承 ⑥地域子育て支援事業の実施 ⑦施設の地域開放
- ⑧苦情解決の仕組みの整備 ⑨宗教的行事を行わないこと ⑩食育の推進

(2) 多様な保育ニーズへの対応

事業目的の1つである「多様な保育ニーズへの迅速かつ効率的な対応」という観点から、前項「(1)保育所運営条件」に加えて、以下の①～④のサービスの実施を条件としています。これまでの移管園では、「一時保育」を除き(※)、全てのサービスを移管と同時に全園で実施しています。

- ① 開所時間の延長 ② 3歳児以上の主食提供 ③ 土曜日の給食提供 ④ 一時保育

※ 一時保育については、在園児以外の児童を受け入れることから、在園児保護者の合意を得た上で、移管後3年以内を目途に実施することとしており、令和2年9月現在、既移管園55園中43園で実施しています。

「②3歳児以上の主食提供」について

平成31(令和元)年度移管以降の移管等対象園は、既に全ての園において3歳児(クラス)以上の主食を提供しています。移管にあたっては、本内容を含め保育内容を継承することとなっているため、平成31(令和元)年度移管以降は、「3歳児以上の主食提供」について、移管条件としません。

(3) 職員の確保

保育の質を担保するため経験者の確保を条件としており、移管時において全ての移管園で遵守されています。なお、移管条件の履行状況については、移管日の前日に在園していた子どもが卒園するまでの間、遵守されているかについて、毎年度確認をしています。

【移管時の職員に関する条件】

<施設長>下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験15年以上(うち認可保育所経験3年以上)
- ② 認可保育所での保育経験12年以上
- ③ 社会福祉事業経験10年以上(うち認可保育所施設長経験3年以上)

<保育士>

- ① 保育経験10年以上又は法人園での経験が7年以上:2人以上
- ② 保育経験5年以上:3分の1以上(上記2人を除く数を母数とする。)

(4) 三者協議会

移管前及び移管後当分の間（最長で移管日の前日に在園していた子どもが卒園するまでの間）、当該園の保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整することを条件としています。

現在の開催頻度及び内容については、移管前は年5回程度開催し、主に移管後の保育内容について、移管後は年3回程度開催し、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。

平成17年度以降の民間移管では、「移管後、3年以内に第三者評価を受審する」ことを条件としており、概ね3年以内に受審されています。

<福祉サービス第三者評価の内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○利用者家族アンケートの実施 | ○利用者本人調査の実施 |
| ○事業者自己評価 | ○事業者調査（現地調査、面接） |

2 その他園独自の改善

(1) 保育・行事等の企画

各園において、移管前の市立保育所の行事を基本的に継承しつつ、法人の特長を活かすような新たな行事の導入や、保護者会活動の負担軽減を図る取組などが行われています。

例：お泊まり保育、バス遠足、姉妹園との相互交流、サッカー教室、保護者会主催行事の継承等

(2) 食育の推進

園に栄養士が配置されること等により、各園独自により充実した食育の取組を進めています。

例：産地にこだわった食材、お花見ランチ、バイキング、流しそうめん、保護者の給食試食、地方の郷土料理を取り入れた給食等

(3) その他

民間保育所ならではの柔軟性を活かして、利便性等の向上が図られています。

例：セキュリティ機器の導入、園HPの開設、新規調理設備の導入、駐車場の整備、アルバム製作等

3 民間の力の活用による保育環境改善等

各施設の状況に応じて、トイレ、空調設備、厨房設備などの改修のほか、建て替えや増築などにより、保育環境の改善が図られています。

(1) 老朽改築事業等の実績

24件

(2) 中規模修繕事業の実績（上限500万円の2/3補助事業）

54件（トイレ改修、空調改修、厨房設備改修等）

(3) その他

調理設備の部分的な改修、備品の更新等について、園ごとに柔軟に対応

4 運営の効率化

保育所運営経費について、これまでの民間移管において移管前後で利用児童数や保育所開所時間などが同じ条件であると仮定して縮減額を試算しました。縮減額は移管園の規模によって変動しますが、合計すると55園分で11億4,300万円、平均して約18%の運営経費が縮減されることとなります。また、累計すると、令和2年度末現在で104億2,400万円の縮減となる見込みです。

<移管園の事業費縮減額（試算）>

移管年度	縮減額（年）／縮減率	移管園の規模	
16年度	1億2,400万円／20%	150人規模1園、100人規模2園、60人規模1園	
17年度	5,500万円／15%	90人規模1園、60人規模3園	
18年度	9,800万円／17%	100人規模3園、60人規模1園	
19年度	8,700万円／17%	120人規模1園、100人規模1園、60人規模2園	
20年度	5,500万円／16%	60人規模4園	
21年度	6,200万円／19%	60人規模4園	
23年度	5,500万円／17%	60人規模4園	
24年度	2,000万円／7%	60人規模4園	
25年度	7,300万円／21%	60人規模3園、90人規模1園	
26年度	4,800万円／21%	60人規模1園、100人規模1園	
27年度	7,800万円／25%	100人規模2園	
28年度	6,200万円／22%	100人規模1園、60人規模（77名定員）1園	
29年度	1億1,700万円／29%	100人規模2園	
30年度	5,800万円／16%	100人規模1園、60人規模2園	
31(元)年度	6,800万円／14%	90人規模1園、80人規模2園、70人規模1園	
2年度	8,300万円／15%	100人規模2園、70人規模2園	
合計	11億4,300万円／18%	累計（縮減額×経過年数の合計）	104億2,400万円

第4 平成30～31（令和元）年度移管の振り返り

※本項目内の表・グラフの数値については、小数点第二位を四捨五入しており、また設問によって回答をいただけなかった項目もあるため、必ずしも合計が100%となりません。

1 保護者アンケート結果

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、平成30～31（令和元）年度移管園の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査概要（平成30年11～12月、令和元年11～12月実施）

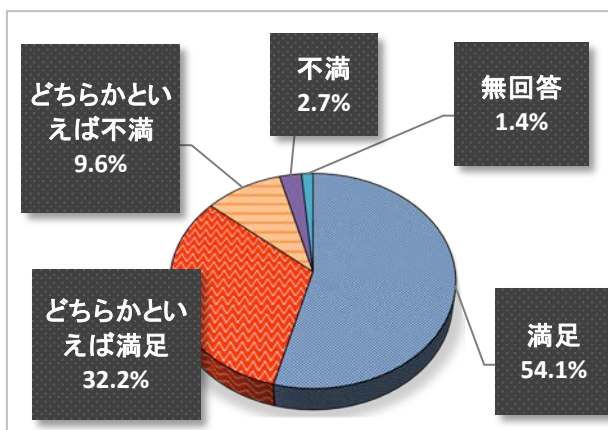
【配付対象】平成30～31（令和元）年度移管園に在園している全児童の保護者

【配付世帯数】444世帯 【回答世帯数】146世帯（回収率32.9%）

【回答者属性】移管前在園児の保護者76.0%、移管後入園児の保護者21.9%

●アンケート結果概要

(1) 総合的満足度

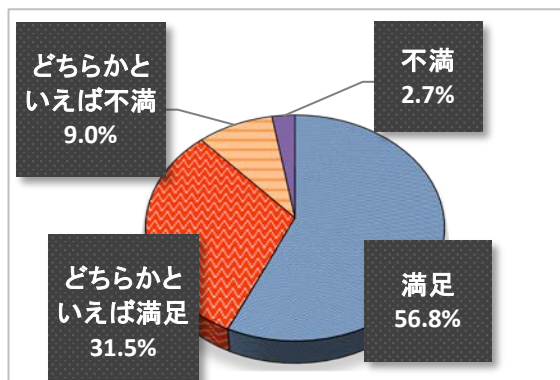


【主な意見】

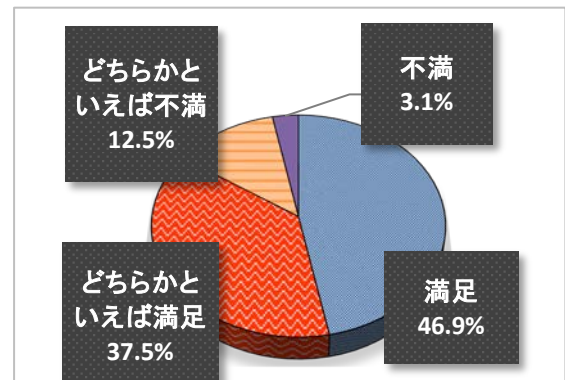
- ・ 行事をたくさん検討してもらえて満足
- ・ 以前より先生の雰囲気明るい
- ・ 子どものために尽力してくれている
- ・ 子どもが、とても伸び伸び通っている
- ・ 駐輪場の設置により安全性が増した
- ・ 園舎の古さや雨の日の不便さなど環境面の問題を解消してほしい
- ・ 市立園のやり方を引き継ぎつつ、新たに取り入れている部分もあって良い
- ・ 職員間で対応等を統一してほしい

【移管前後による保護者の意見比較】

<移管前在園児の保護者（111世帯）>



<移管後入園児の保護者（32世帯）>

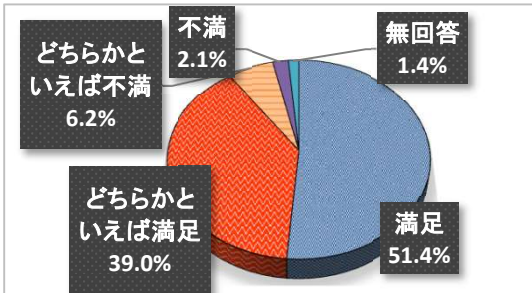


【分析】

総合的な満足度については、86.3%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。移管前後による保護者意見のうち、「満足」・「どちらかといえば満足」の回答率を比較してみると、移管後に入園の方の84.4%の満足度に対し、移管前から在園の方は88.3%と、より満足度が高いことが読み取れます。

(2) 項目別満足度 <146世帯>

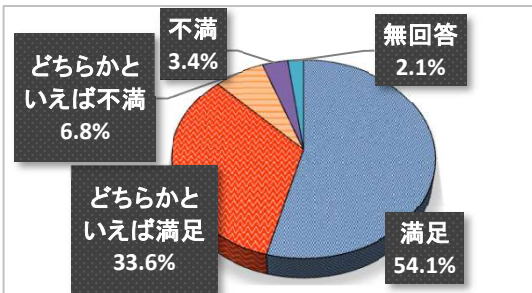
ア 遊び・行事



【主な意見】

- ・園行事を踏襲していてよかった
- ・遊具や物品が以前より充実している
- ・子どもが園での様子を楽しそうに話してくれる
- ・家庭では経験できない遊びをしている
- ・行事に季節感を感じられてよかった
- ・体操など、新しい遊びが増えた
- ・異年齢での交流が増えた（減った）気がする
- ・園外の散歩をもっと増やしてほしい
- ・以前より絵画や工作が減った気がする

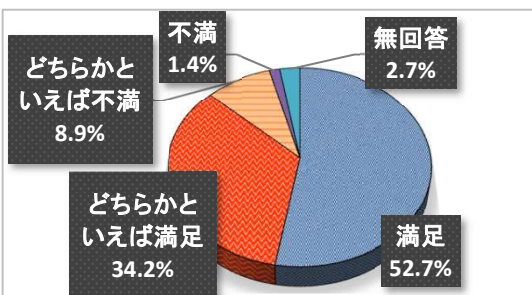
イ 食事・生活



【主な意見】

- ・クッキング、野菜作りなど食育が充実している
- ・給食がおいしく、たくさん食べるようになった
- ・生活全般のマナーが身についている
- ・子どもが給食やおやつの話を楽しそうにしている
- ・ペーパータオルなど衛生面に配慮している
- ・食材を園児たちで育てた等の報告が減った
- ・持ち物ルールなどが市立時よりゆい
- ・もう少し午睡時間を減らしてほしい

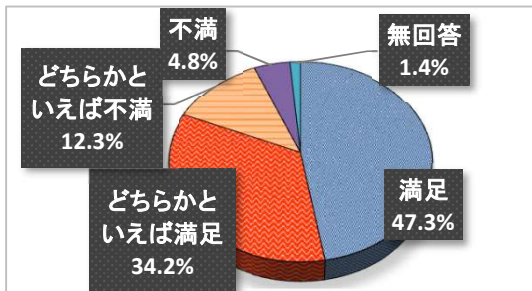
ウ 保育環境



【主な意見】

- ・子どもたちの作品展示が多いので和む
- ・安全対策をしっかりしている
- ・遊具が新しくなり、満足している
- ・きちんと清掃されている
- ・市立時代の環境をそのまま引き継いでくれている
- ・朝の支度がしづらいので動線を見直してほしい
- ・建物が古いため清潔感がない

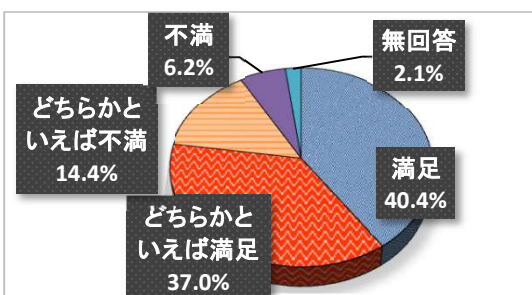
エ 保育士の対応



【主な意見】

- ・怪我・体調不良の園児など、丁寧に対応してくれる
- ・笑顔で対応してくれてとても感じが良い
- ・子どもに寄り添った対応をしてくれている
- ・子どもが安心して過ごせている
- ・その日のことを細かく伝えてくれる
- ・先生によって対応が違うことがある
- ・先生からもっと気軽に話しかけてほしい
- ・ケガ等の報告が不十分なことがある

オ 園からの情報提供・保護者との連携



【主な意見】

- ・園だよりが丁寧で作られていて見やすい
- ・HPでその日の様子が見られるようになりよかった
- ・様々な情報を発信してくれている
- ・保護者（会）との繋がりをもう少し増やしてほしい
- ・時代に合わせてペーパーレスにしてほしい
- ・予定や持ち物等の連絡はもう少し早くしてほしい

【分析】

5つの項目全てで75%以上の方が、「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しており、法人による日々の取組に対しての満足度が高いことがわかります。

比較的満足度の低い「園からの情報提供・保護者との連携」においては、「時代に合わせてペーパーレスにしてほしい」「予定や持ち物の連絡はもう少し早くしてほしい」等、情報提供の方法や連携不足の現状について不満の声も見られました。

また、「保育士の対応」では、「笑顔で子供に寄り添ってくれる」「丁寧に対応してくれる」といった意見の一方で、「先生によって対応が違うことがある」「ケガなどの報告が不十分なことがある」等、より丁寧な対応を求める意見もありました。

(3) 拡充したサービス

移管後に実施したサービス（開所時間の延長、3歳児以上の主食提供、土曜日の給食提供、一時保育）については、各園ともに「保護者負担が軽減された」「保育園が利用しやすくなった」などの意見があり、それぞれのサービスについて保護者から高い評価を得ています。

それ以外にも、法人による運営となったことで、各園独自の新たなサービスが提供され、「臨機応変な対応が可能となった」との意見がありました。

ア 開所時間の延長

【主な意見】

- ・時間の延長や夕食には満足している。
- ・いざという時にお願いできるので、安心感がある。
- ・新しくなったことがたくさんあるが、無理のない範囲で続けてほしい。
- ・延長保育のスポット利用ができるようになり、大変利用しやすくなった。

イ 3歳児以上の主食提供

【主な意見】

- ・夏は家から持参すると衛生上不安があったが、今は安心できる。
- ・毎日持参するのが大変だったので、大変助かる。
- ・温かいご飯が食べられるようになってよかった。

※ 平成31年4月以降は全ての市立保育所で3歳児以上の主食提供を実施しています。

ウ 土曜日の開所時間の延長及び給食提供

【主な意見】

- ・土曜日の給食の提供及び保育時間の延長は大変ありがたい。
- ・土曜出勤の日の保護者負担が減った。
- ・急な利用でも対応してもらえて助かった。
- ・夏は家から持参すると衛生上不安があったが、今は安心できる。（再掲）
- ・毎日持参するのが大変だったので、大変助かる。
- ・必要としている家庭はたくさんあると思うので今後も続けてほしい。

エ 一時保育

【主な意見】

- ・良い試みだと思う。

オ 移管前と比べて良くなったと思う点

【主な意見】

- ・保護者の負担軽減。
- ・施設の整備が進み、安全に通園できるようになった。
- ・設備の修理対応が早く、子どもたちが快適な環境で過ごせるようになった。
- ・おむつの持ち帰りや手拭きタオルの準備がなくなり、負担が減った。
- ・給食のバリエーションが増えた。
- ・開所時間の延長や土曜日の給食提供が助かっている。
- ・市立時に比べ、対応が柔軟になった。
- ・お泊まり保育やバス遠足・お菓子作りなど、新しい行事が増えた。
- ・子どもの自主性を重んじるようになった。
- ・園全体の雰囲気明るくなり、行事内容も良くなった。

カ 移管前と比べて気になる点

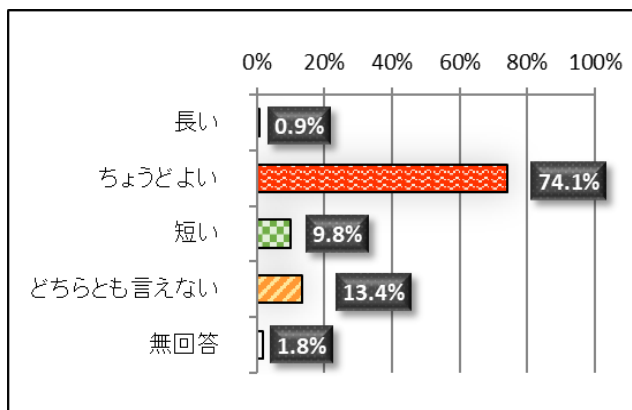
【主な意見】

- ・朝・夕の送迎時の先生が少ない気がする。
- ・先生同士の連携が取れていないと感じる時がある。
- ・異動や退職等による先生方の入れ替わりが早いので、安定してほしい。
- ・遠方から配属された先生もいて、環境の変化など負担が大きくなっていないか心配。
- ・配付資料が多くなった。
- ・若い先生が多くなり、保護者へのアドバイスが以前ほどもらえなくなった。
- ・以前より先生の人数が少なく感じる。負担が増えていないか心配。

(4) 移管の進め方に関する保護者の評価 <回答数 112 世帯>

移管の進め方に関して、移管前から在園している子どもの保護者を対象として、ご意見をお聞きしました。

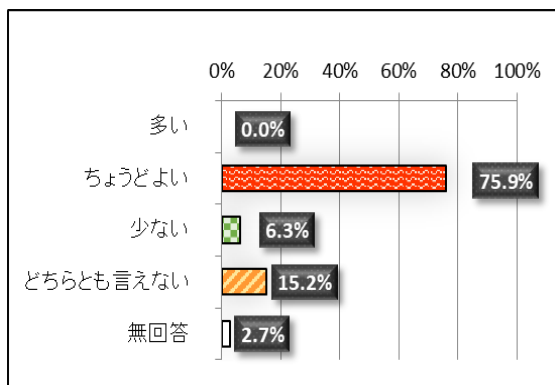
ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について



移管園公表から移管までの期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の 74.1% と最も高くなっており、「慎重に進めてほしいので十分な準備期間があってよい」といった意見がありました。

一方、その他の回答をした方からは、「入園前に知りたかった」「在園年数により意見が異なる」「あまり長いと不安ばかり大きくなる」といった意見もありました。

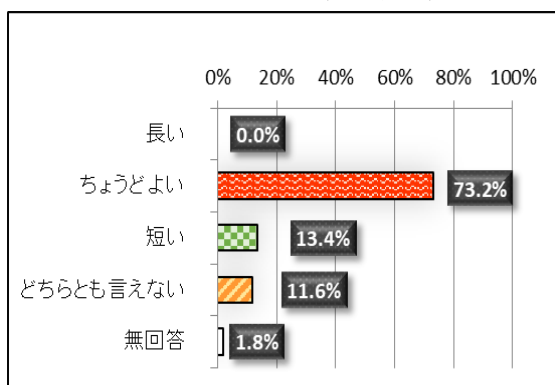
イ 保護者説明会等の開催頻度について



保護者説明会等の開催頻度については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の75.9%と最も高くなっており、「問題がない」といった意見がありました。

一方、「少ない」または「どちらとも言えない」と回答した方からは、「参加できる日が少なかった」「曜日や時間帯をいろいろ変えてみては」「回数より中身が大事」といった意見もありました。

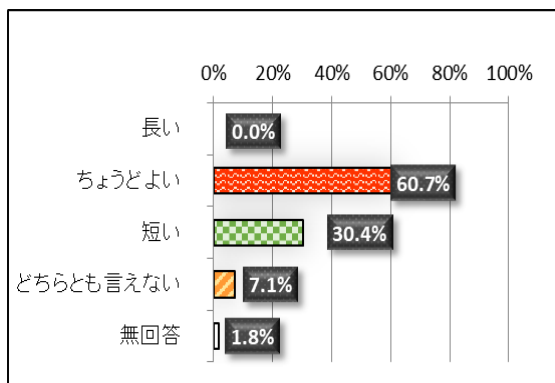
ウ 引継ぎの期間（1年間）について



引継ぎの期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の73.2%と最も高くなっており、「1年の流れが引き継がれていて、子どもたちも新しい先生に慣れてきた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「4月からの切り替えがスムーズでない」といった意見もありました。

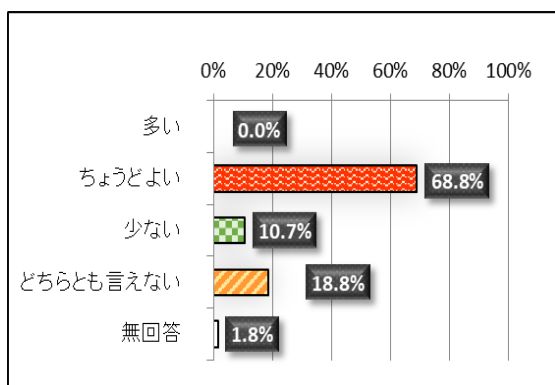
エ 共同保育の期間（3か月）について



共同保育の期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の60.7%と最も高くなっており、「子供たちが先生に慣れるのにちょうどよかった」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「1年の行事の流れを把握するには短いのではないか」「もう少し長くして色々な先生に引継ぎをしてほしい」といった意見もありました。

オ 三者協議会の回数（移管前年5回程度、移管後年3回程度）について



三者協議会の回数については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の68.8%と最も高くなっており、「あまり頻繁にあっても仕事で出られないため丁度いい」といった意見がありました。

一方、「少ない」または「どちらとも言えない」と回答した方からは、「他の時間帯でも開催してほしい」「移管後（3回）はもっと回数を増やしてほしい」といった意見もありました。

2 移管先法人アンケート結果

● アンケート調査概要（令和元年5月・令和2年6月実施）

【配付対象】平成30～31（令和元）年度移管園の移管先法人

【回答数】7法人

(1) 移管事業の進め方について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	1法人
ちょうどよい	5法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	7法人

移管園公表から移管までの期間については、移管先法人7法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「採用・施設の整備・保育の引継ぎなどを考えるとちょうどよい」といった意見がありました。

一方で、「移管を受ける側としてはもう少し短期の方がよい」といった意見もありました。

イ 法人募集説明会の周知方法及び内容について

適当である	5法人
適当でない	0法人
どちらとも言えない	0法人
その他	1法人
無回答	1法人
合計	7法人

法人募集説明会の周知方法及び内容については、5法人が「適当である」と回答しており、「こまめにHPを確認するわけではないため、郵送による案内があってよかった」といった意見がありました。

ウ 法人募集説明会から応募までの期間（約1か月半）について

長い	0法人
ちょうどよい	3法人
短い	3法人
どちらとも言えない	1法人
合計	7法人

法人募集説明会から応募までの期間については、3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「移管時期がわかっていたので事前に準備していた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した法人からは、「書類作成のために時間を要する」といった意見がありました。

エ 法人選考の期間（約4か月）について

長い	2法人
ちょうどよい	4法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	7法人

法人選考の期間については、4法人が「ちょうどよい」と回答しており、「書類審査や実地調査があるため適当な期間である」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは、「早く知り、移管の準備に取り掛かりたかった」といった意見がありました。

オ 引継ぎの期間（1年間）について

長い	1法人
ちょうどよい	5法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	7法人

引継ぎの期間については、5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「一年を通して行事を見ていく必要がある」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは、「期間はもう少し短くても、目の前の子供を主体に創意工夫するのが理想」といった意見がありました。

カ 共同保育の期間（3か月）について

長い	1法人
ちょうどよい	4法人
短い	0法人
どちらとも言えない	2法人
合計	7法人

共同保育の期間については、4法人が「ちょうどよい」と回答しており、「移管後の疑問をあらかじめ確認する期間として適当」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは、「3か月もかけなくても充分信頼関係は築ける」「最後のひと月は引継ぎより新年度の準備に時間を充てたい」といった意見がありました。

(2) 職員について

ア 施設長の経験年数（P9（3）職員の確保<施設長>参照）について

長い	0法人
ちょうどよい	6法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	7法人

施設長の経験年数については、6法人が「ちょうどよい」と回答しており、「適度な保育経験が必要」「確保が難しくなっているが移管園の施設長として妥当」といった意見がありました。

また、「どちらとも言えない」と回答した法人からは「移管後の保育運営を考えると経験のない施設長は不安」といった意見も見られました。

イ 常勤保育士の経験年数（P9（3）職員の確保<保育士>参照）について

長い	1法人
ちょうどよい	3法人
短い	0法人
どちらとも言えない	3法人
合計	7法人

常勤保育士の経験年数については、3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「子どもへの配慮と保護者対応を考えると適切」といった意見がありました。

一方、「長い」または「どちらとも言えない」と回答した法人からは「保育士不足の中では確保困難」「姿勢や資質が備わっていれば、年数にそこまでこだわらなくてもよい」といった意見も見られました。

ウ 勤務の継続（施設長、主任保育士は原則3年以上）について

長い	1法人
ちょうどよい	4法人
短い	0法人
どちらとも言えない	2法人
合計	7法人

勤務の継続については、移管先法人4法人が「ちょうどよい」と回答しており、「3年継続という目標はあってよい」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した法人からは「園長や主任の変更により園運営が安定することがある」といった意見がありました。

また、「長い」と回答した法人からは、「1年ほどで園と保護者の信頼関係が築けた」といった意見も見られました。

エ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度（P6（7）引継ぎ・共同保育参照）について

適当である	3法人
適当でない	3法人
どちらとも言えない	1法人
その他	0法人
合計	7法人

引継ぎ・共同保育の参加職員及び頻度については、3法人が「適当である」と回答しており、「各クラスの様子を引き継いだ」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」「適当でない」と回答した法人からは「回数について市が決めるのではなく、園と法人で必要に応じて行うのがよい」「クラスによって頻度を変えてもよいのでは」といった意見もありました。

(3) 三者協議会について

ア 移管前1年間の三者協議会の回数(5回)について

多い	2法人
ちょうどよい	5法人
少ない	0法人
どちらとも言えない	0法人
合計	7法人

移管前の三者協議会の回数については、5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保護者との関係構築のため必要な回数」「回数はよいが、内容についてもっと工夫が必要」といった意見がありました。

一方、「多い」と回答した法人からは「参加者が少なく、また普段からコミュニケーションがとれる」「仕事をしている保護者は調整が大変である」といった意見がありました。

イ 移管後1年目の三者協議会の回数(3回)について

多い	1法人
ちょうどよい	4法人
少ない	0法人
どちらとも言えない	2法人
合計	7法人

移管後1年目の三者協議会の回数については、3法人が「ちょうどよい」と回答しています。

「どちらとも言えない」と回答した法人からは「回数よりも内容が大事」「議題がない場合は行う必要はないのでは」といった意見がありました。

また、「多い」と回答のあった法人からは「参加者が少なく、紙面等を活用すれば回数を減らしてもよいのでは」といった意見がありました。

(4) アフターフォロー(P6(8)アフターフォロー参照)について

適当である	5法人
適当でない	1法人
どちらとも言えない	1法人
その他	0法人
合計	7法人

アフターフォローについては、5法人が「適当である」と回答しており、「綿密に行ってもらい、安心して移管を進められた」といった意見がありました。

一方「適当でない」「どちらとも言えない」と回答のあった法人からは、「子供との関係が築けているので、行事に来てもらう程度で十分だと感じた」といった意見がありました。

(5) 移管時の施設・設備について

満足	1法人
どちらかと言えば満足	3法人
どちらかと言えば不満	2法人
不満	1法人
合計	7法人

移管時の施設・設備については、4法人が「満足」「どちらかと言えば満足」と回答しており、「内装整備後できれい」「一部備品を除き満足」といった意見がありました。

一方、3法人が「不満」「どちらかと言えば不満」と回答しており、「移管直後に修理を要する箇所が複数あった」「ICカードを導入してほしかった」といった意見がありました。

(6) 移管後に取り入れた新たな取組について

- ・お楽しみ会
- ・入園を祝う会
- ・公共交通機関を利用した園外保育
- ・バス遠足
- ・お泊まり保育
- ・発表会
- ・サッカー教室
- ・造形やダンスの保育活動
- ・玄米の生成
- ・保護者による給食試食
- ・おむつ廃棄
- ・保護者会活動の負担軽減
- ・写真販売
- ・HP更新
- ・防犯カメラ設置

3 市立職員アンケート結果

(1) 移管前アンケート

●アンケート調査概要（各年度移管直前の3月）

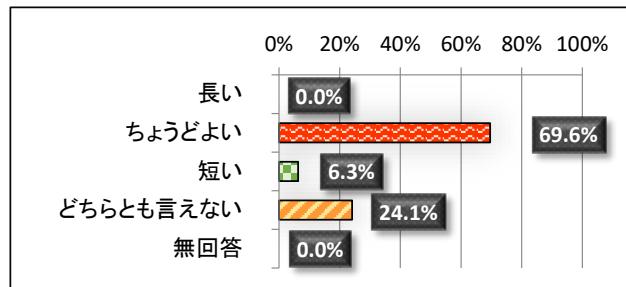
【配付対象】平成30～31（令和元）年度移管園の市立職員（園長含む）

【回答者数】79人

（園長と職員で一部質問項目に違いがあるため、各項目の回答数は一致しません）

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0人	0.0%
ちょうどよい	55人	69.6%
短い	5人	6.3%
どちらとも言えない	19人	24.1%
無回答	0人	0.0%
合計	79人	100.0%



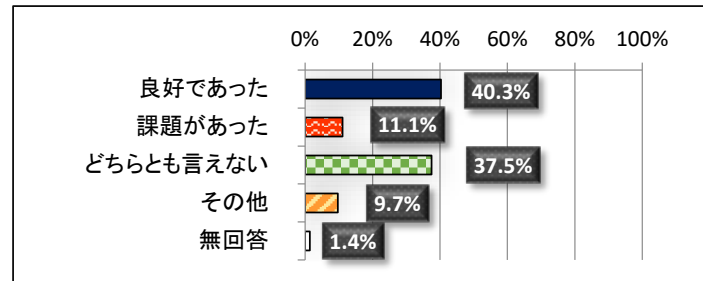
移管園公表から移管までの期間について、「長い」と回答した職員はいませんでした。

「ちょうどよい」と回答した職員は全体の69.6%と最も多く、「移管に対して心積もりができ、無理なく準備ができる」「保護者対応が丁寧に行える」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」「短い」と回答した職員からは、「事務的には良いが、子ども視点では短く感じる」「入園前に保護者に民営化の情報が渡っていた方が受け入れやすいのでは」といった意見もありました。

イ 移管年度公表後の保育の様子について（子ども、保護者、職員 等）

良好であった	29人	40.3%
課題があった	8人	11.1%
どちらとも言えない	27人	37.5%
その他	7人	9.7%
無回答	1人	1.4%
合計	72人	100.0%



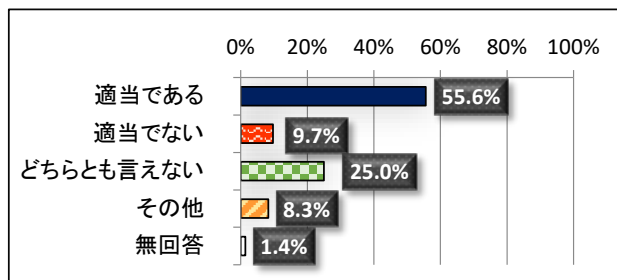
公表後の保育の様子について、「良好であった」と回答した職員は全体の40.3%と最も多く、「移管への道筋が整っており、クレームもほとんどなかった」「保護者・子どもともに大きな混乱もなく、落ち着いて過ごせた」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した職員は全体の37.5%と次いで多く、「移管に向けて準備の見通しが持ちづらかった」「保護者は実感がわいていない様子の方が多く、職員は発表直後は戸惑いがあった」といった意見がありました。

また、他の回答をした職員からは、「移管目前になって保護者・子ども・非常勤職員の不安な様子が見られた」「職員への情報共有が万全ではなかった」といった意見もありました。

ウ 法人選考委員の職員ヒアリングの時期・内容について（移管前々年度5月頃実施）

適当である	40人	55.6%
適当でない	7人	9.7%
どちらとも言えない	18人	25.0%
その他	6人	8.3%
無回答	1人	1.4%
合計	72人	100.0%

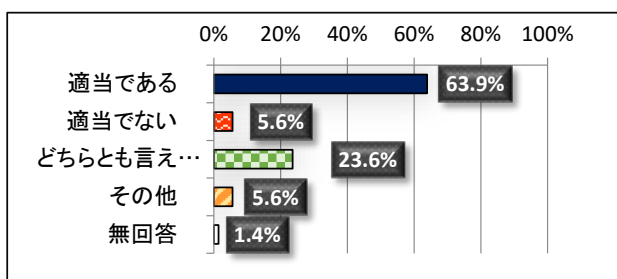


法人選考委員の職員ヒアリングの時期・内容について、「適当である」と回答した職員は全体の55.6%と最も多く、「内容が細やかで、大切にしたいこと・園の特色をしっかりと伝えることができた」「余裕を持ちながら行える良い時期」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」「適当でない」と回答した職員からは、「時期・内容は適当だが、選考過程や基準が分かりづらかった」「年度末から年度初めの忙しい時期だったため、準備が大変だった」といった意見もありました。

エ 移管先法人を紹介する職員説明会の時期・内容について（移管前々年度1月実施）

適当である	46人	63.9%
適当でない	4人	5.6%
どちらとも言えない	17人	23.6%
その他	4人	5.6%
無回答	1人	1.4%
合計	72人	100.0%

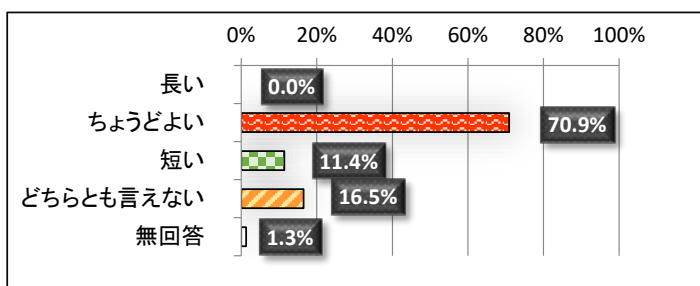


移管先法人を紹介する職員説明会の時期・内容について、「適当である」と回答した職員は全体の63.9%と最も多く、「共同保育が始まる前に法人の考え方を知ることができ、その後の保護者対応にもつながった」「わかりやすい内容だった」といった意見がありました。

一方、「適当でない」「どちらとも言えない」と回答した職員からは「前倒しできるなら少しでも早い方がよい」「園長だけでなく職員も法人の運営する保育園の見学ができた方がよい」といった意見もありました。

オ 引継ぎの期間（1年間）について

長い	0人	0.0%
ちょうどよい	56人	70.9%
短い	9人	11.4%
どちらとも言えない	13人	16.5%
無回答	1人	1.3%
合計	79人	100.0%

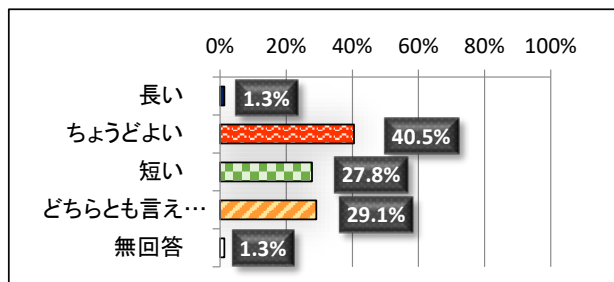


引継ぎの期間について、「ちょうどよい」と回答した職員は全体の70.9%と最も多く、「年間行事の引継ぎがその都度できる」「職員・保護者・園児と関係性を築くのにちょうどよい」「園長・主任保育士予定者がクラスの保育に入ったり、子どもたちの様子などを細かく引き継げた」といった意見がありました。

一方、「短い」もしくは「どちらとも言えない」と回答した職員からは、「行事の時だけでも、園長・主任予定者以外の職員に様子を見てほしい」「やり方にもよるが、丁寧に引き継ぐためにも、時間が必要だと感じた」といった意見もありました。

カ 共同保育の期間（移管前年度1～3月の3か月間）について

長い	1人	1.3%
ちょうどよい	32人	40.5%
短い	22人	27.8%
どちらとも言えない	23人	29.1%
無回答	1人	1.3%
合計	79人	100.0%



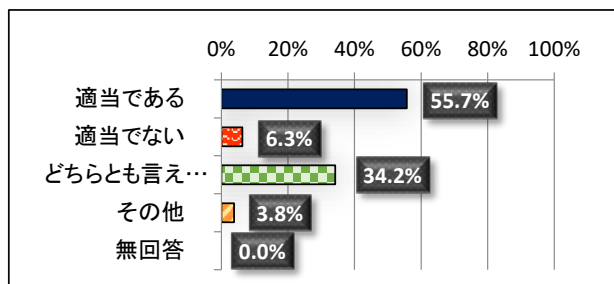
共同保育の期間について、「ちょうどよい」と回答した職員は全体の40.5%と最も多く、「あまり期間が長いと互いに負担が増えてしまう」「子どもたちとの関りをゆっくり進められた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した職員からは「卒園や新年度準備の多忙な時期で、法人側は開園準備を並行して行うため、十分だったとは言い難い」といった意見がありました。

また、「どちらとも言えない」と回答のあった職員からは、「あまり職員数が増えても、保育が落ち着かなくなってしまう」「期間の長短ではなく中身の濃さの問題である」といった意見もありました。

キ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度について

適当である	44人	55.7%
適当でない	5人	6.3%
どちらとも言えない	27人	34.2%
その他	3人	3.8%
無回答	0人	0.0%
合計	79人	100.0%

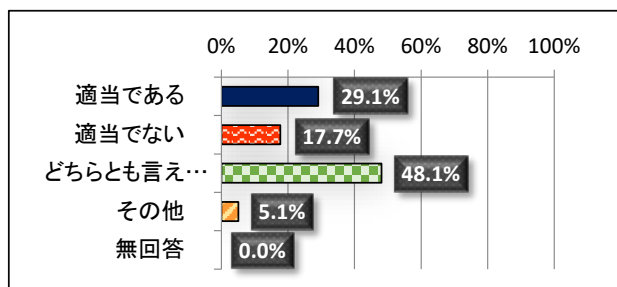


引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度について、「適当である」と回答した職員は全体の55.7%と最も多く、「園設備や子どもたちの負担を考えると、これ以上多く受け入れるのは難しい」「担任予定者とじっくり関係を築けた」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した職員からは、「新年度準備との兼ね合いが厳しい」「他園の運営も考えると難しいところだが、本当は担任予定者は全員参加できるのが望ましい」といった意見もありました。

ク 引継ぎ・共同保育の方法及び内容について

適当である	23人	29.1%
適当でない	14人	17.7%
どちらとも言えない	38人	48.1%
その他	4人	5.1%
無回答	0人	0.0%
合計	79人	100.0%



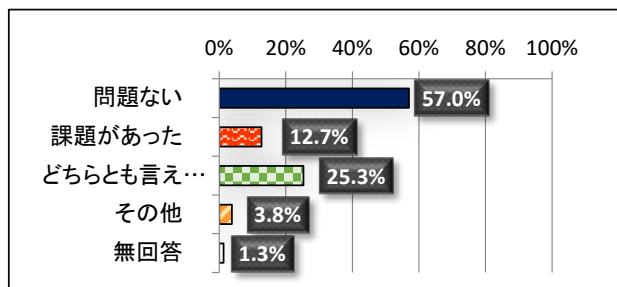
引継ぎ・共同保育の方法及び内容について、「どちらとも言えない」と回答した職員は全体の48.1%と最も多く、「法人側の職員とゆっくり話す機会が欲しかった」「公立・法人両者の思いがあり、互いの思いを受け止め調整していくことに配慮が必要だった」といった意見がありました。

一方「適当である」と回答した職員からは、「徐々にスライドしていったことで、子どもたちの動揺が少なかった」といった意見がありました。

また、「適当でない」と回答した職員からは、「共同保育の時間帯に朝夕が含まれておらず、保護者との関係づくりがうまくできていない」といった意見もありました。

ケ 三者協議会開催時（年5回程度）の保育体制等について（平日夜間、土曜日等）

問題ない	45人	57.0%
課題があった	10人	12.7%
どちらとも言えない	20人	25.3%
その他	3人	3.8%
無回答	1人	1.3%
合計	79人	100.0%



三者協議会開催時の保育体制について、「問題ない」と回答した職員は全体の57.0%と最も多く、「事前に人数が把握できており、通常保育への負担は無かった」「平日の夕方なので無理がなく、短時間認定の児童も保育できるよう体制が組めた」といった意見がありました。

一方、「課題があった」「どちらとも言えない」と回答した職員からは、「参加が多い場合は正規職員だけで体制を組む必要があるので厳しかった」「子どもたちのことを考え、終了時間は守るべき」といった意見もありました。

(2) アフターフォロー後アンケート

※本項目内の表・グラフの数値については、小数点第二位を四捨五入しており、必ずしも合計が100%となりません。

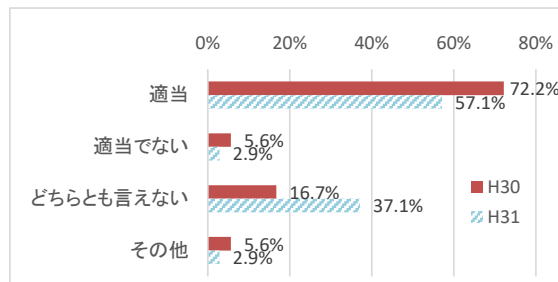
●アンケート調査概要（各年度移管後1年目に実施）

【配付対象】平成30～31（令和元）年度移管園の市立職員（園長含む）

【回答者数】平成30年度移管…18人、平成31（令和元）年度移管…35人

ア アフターフォローの内容・期間について（移管1年目の12月頃までに2回程度）

	H30移管		H31(R1)移管		合計
適当	13人	72.2%	20人	57.1%	62.3%
適当でない	1人	5.6%	1人	2.9%	3.8%
どちらとも言えない	3人	16.7%	13人	37.1%	30.2%
その他	1人	5.6%	1人	2.9%	3.8%
合計	18人	100.1%	35人	100.0%	100.1%



アフターフォローの内容・期間について、「適当」と回答した職員は2か年合計で全体の62.3%と最も多く、「程よい期間をあけて子どもたちの様子の確認や職員間の情報共有ができた」「法人の相談に答えられる」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した職員からは、「子どもと関われるのは良いが、職員と具体的な連携をするには時間が足りない」「期間があかない場合は1回でも良い」といった意見もありました。

イ その他

- ・1回目と2回目の訪問で曜日を変えて、違った活動を見られるようにした方がよい。
- ・移管園にアフターフォローに行く際、自分の職場に代理の職員が来てもらえる体制はよかった。
- ・訪問する側は子どもたちの成長が確認でき、園側も直接質問・相談ができる等、双方にとって良い取り組みとなっている。
- ・移管後も色々な人の目で見守っていくことは大切。
- ・移管後、引き継いだことを活かしつつ法人の良さを加えた保育がされていることが確認できた。行事でなく、日常の保育を見られるタイミングで訪問できて良かった。
- ・共同保育に参加した保育士か否かで保育姿勢の差を感じる。実際に引き継がれるものは大きいので、採用予定者が移管前の保育に触れられる機会を作れるとよい。
- ・引継ぎ職員や元担任だけでなく、アルバイトや嘱託職員と現行園の職員とで情報共有できる時間があるとよい。
- ・保育に入る以外で現在の担任ときちんと話せる場があると、より丁寧に引継ぎのフォローができると思う。
- ・法人にとって何が一番フォローになるのか知りたい。
- ・フォローする範囲・内容について定めがあった方がよい。また、範囲の広さに応じて期間を延ばすとよい。
- ・園長のアフターフォローは基本1年間・月1回となっているが、もう少し回数を少なくしたり、期間を短くしてもよい。
- ・単に午前午後で区切るのではなく、保育の区切りのいい時間で訪問時間を決めてはどうか。

4 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング

●調査概要

【対象園】 平成30～31（令和元）年度移管園7園

平成30年度移管園	あおぞら菅田保育園（菅田保育園）、 並木第二保育園、下瀬谷保育園
平成31（令和元）年度移管園	上永谷西保育園、川島保育園、杉田保育園、 サンキッズ荏田西保育園（荏田西保育園）

※ カッコ内は、移管前の保育園名

【実施時期】

平成30年度移管園：令和元年7～8月

平成31（令和元）年度移管園：令和2年11月

【調査方法】

法人選考委員が園を訪問し、保育を確認するとともに施設長と意見交換を行いました。

(1) 保育所運営条件や多様な保育ニーズへの対応について

各移管園ともに条件に沿った運営をしていました。また、設備・什器の更新や園舎の建て替えの検討など、様々な対応が行われており、各移管園の保育環境改善につながっています。

(2) 職員の確保について

施設長や主任保育士が交代するなど、職員の入れ替わりがあった移管園もありますが、園運営は概ね良好に行われています。

施設長や主任保育士は、民間移管事業における中心的な存在となるので、移管前だけでなく、移管後もしっかりと支援していくことが必要です。

(3) 施設長ヒアリング

市立保育所の保育や地域との関係を継承しつつ、移管先法人の良い部分は日常の保育に生かしている様子がうかがえました。

保護者との関係については、丁寧な対応を心掛けており、良好な関係が築けている、とのお話がありました。

今後については、「保育の質」「保育士の資質」のさらなる向上や新たな行事の導入について考えている、といったお話がありました。

(4) その他

福祉サービス第三者評価については、移管後3年を目途に実施することを条件としていますが、各移管園において、条件に沿って実施される見込みです。

法人選考委員による実地調査・施設長ヒアリングを通じて、第三者の視点による移管後の状況や課題等の洗い出しを行い、移管園の園運営が一層安定するよう必要な支援を行っていきます。

第5 法人選考委員による振り返り

1 法人選考委員に対する事業全体に関するアンケート結果

●アンケート調査概要（令和2年10～11月実施）

【回答対象】令和4年度移管園の法人選考を行った選考委員

(1) 法人選考について

ア 法人選考スケジュール全般

（選考期間（4～11月）・法人選考委員会の回数（5回）等）

- ・ 委員としてはスケジュールがタイトで調整が厳しいが、移管先法人や園のことを考えると、現行の期間及び回数は妥当であると考えます。

イ 保護者アンケートについて

- ・ 保護者の声が聞けて、選考を進める上での大切な資料となっているため、継続してほしい。
- ・ 移管予定園の保育や保護者の要望について委員が把握しやすい。
- ・ インターネットを通して回答できるようになるとよい。

ウ 選考委員による移管予定園訪問について（園の職員・保護者に対するヒアリング）

- ・ あらかじめ想定されている質問項目は紙面で提出してもらい、当日は移管予定園の特色や引き継いでほしい事項を中心にヒアリングできると効率がよい。
- ・ 保護者の不安を取り除くため有用であり、丁寧な選考を行う上でも欠かせない。
- ・ 参加人数が年々減ってきており、保護者が参加しやすくなるような工夫が必要。
- ・ 直接訪問することで、雰囲気や地域の特性、保育内容、環境など書面では分からない部分について知る機会となり、選考において参考になる（同内容複数）。

エ 法人選考方法・法人選考基準について

- ・ 毎年見直ししながら修正を積み重ねてきており、現状でよいと思う。
- ・ 非常に高い基準のため、条件を満たす法人が減っていくという危惧もあるが、今後も一定の基準を保ち、丁寧な選考を続けていく上で維持した方がよい。
- ・ 保護者や現場職員の意見をより取り入れられるとよい。

オ 1次選考（書類審査）について

- ・ 現状でよいと思う。
- ・ 事務局によって審査のポイントが整理しており、効率的に会議が進められる。
- ・ 横浜市立保育所の民間移管を受けるにあたり、横浜の保育の特色について、どのように理解しているかわかるような項目があるとよい。
- ・ 法人園の保育について、より具体的な記述を求めるようにするとよい。

カ 2次選考について

(ア) 実地調査について

- ・ 今後も大切に実施するべきである。
- ・ 法人自身の保育の自己評価とともに確認のポイントが資料としてまとめられており、取り組みやすい。
- ・ 日常の保育を見られるよう、運動会などの行事の時期を勘案して実施した方がよい。
- ・ 事務局が全園同行しており、参考になる。
- ・ 保護者の視点も含めて評価できるとよい。

(イ) 面接について

- ・ 現状でよいと思う。
- ・ なるべく法人園の豊かさや法人関係者の良い面を聞き出せるように面接するとよい。

(ウ) 財務審査について

- ・ 現状でよいと思う。

(エ) 総合審査について

- ・ 現状でよいと思う。
- ・ 各委員の専門領域や価値観も様々あるが、適切に審査されている。

キ より優良な法人を選考していくための意見・提案

- ・ 併願による加点については、配点を再検討する余地があるのではないか。
- ・ 引き続き広く募集を行い、全国から応募されるよう丁寧に進めていくとよい。

(2) 民間移管事業について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

- ・ 現状通りでよい。
- ・ 保護者・園からの要望が無ければ現状通りでよい。

イ 移管にあたっての諸条件について

- ・ 現状の通りでよい。
- ・ 今までと同様に、課題があれば毎年度の法人選考委員会で見直し、検討する。

ウ 法人募集について

- ・ 現状の通りでよい。
- ・ 応募したくなるような仕掛けは常に考える必要がある。
- ・ 今までと同様に、課題があれば毎年度の法人選考委員会で見直し、検討する。

エ その他

- ・ 保育内容の質を落とさずに移管することの難しさを感じる。継続的な支援や研修は不可欠である。
- ・ 保育の質向上のためにも、オンライン等で移管を受けた法人同士が随時情報交換できるようにした方がよい。
- ・ 法人選考委員会を一部オンライン開催にできれば、委員の負担軽減となる。

法人選考全般（スケジュール、選考方法・選考基準、1次選考、2次選考など）において、概ね適切であるという意見が多い一方、細かい部分では、保護者の視点も大事にして審査を進めるとよいといった意見がありました。また、法人の保育理念がより明らかになるような工夫が必要であるといった意見もありました。

民間移管事業全般についても、概ね適切であるという意見が多くありました。その中で、民間移管園の保育の質の維持・向上のため、移管前から移管後にわたる継続的な支援が必要であるといった意見もありました。

第6 民間移管事業に対する意向調査

※本項目内の表・グラフの数値については、小数点第二位を四捨五入しており、また設問によって回答いただけなかった項目もあるため、必ずしも合計が100%となりません。

1 令和2～4年度移管法人募集説明会参加法人へのアンケート結果

今後の民間移管事業に対する意向を把握するため、令和2～4年度移管法人募集説明会に参加した法人に対し、アンケートを実施しました。

●アンケート調査概要

令和2年度…回答数：28件（平成30年6月実施）

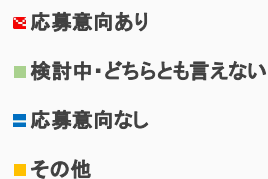
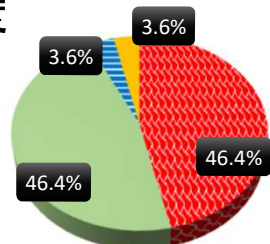
令和3年度…回答数：37件（令和元年6月実施）

令和4年度…回答数：31件（令和2年7月実施）

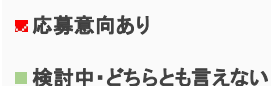
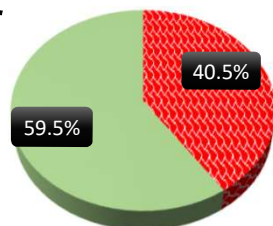
<今後、本市の民間移管に応募しようと思うか>

	R2年度		R3年度		R4年度	
応募意向あり	13件	46.4%	15件	40.5%	12件	38.7%
検討中・どちらとも言えない	13件	46.4%	22件	59.5%	17件	54.8%
応募意向なし	1件	3.6%	0件	0.0%	1件	3.2%
その他	1件	3.6%	0件	0.0%	1件	3.2%
計	28件	100.0%	37件	100.0%	31件	99.9%

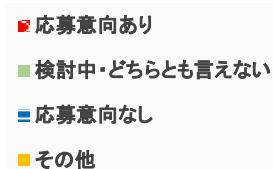
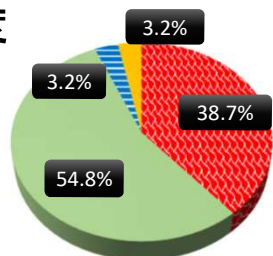
R2年度



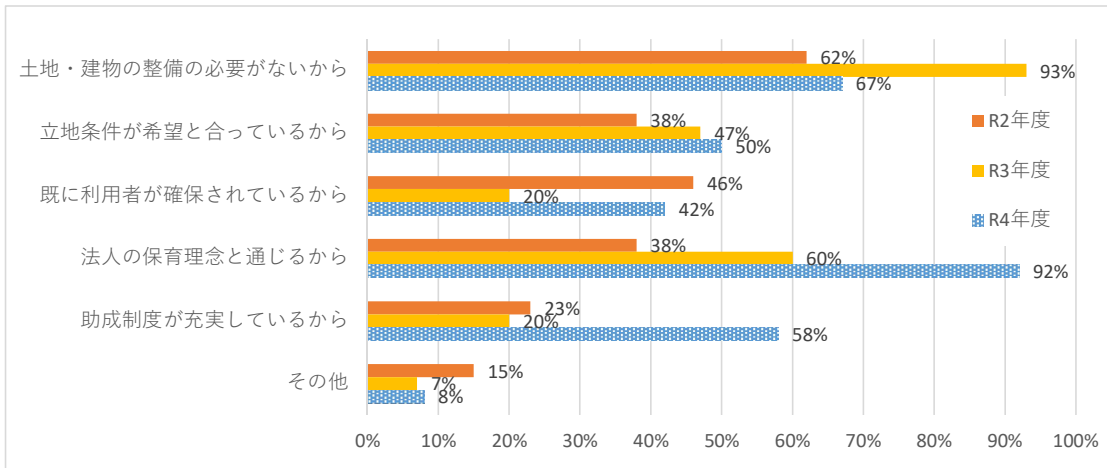
R3年度



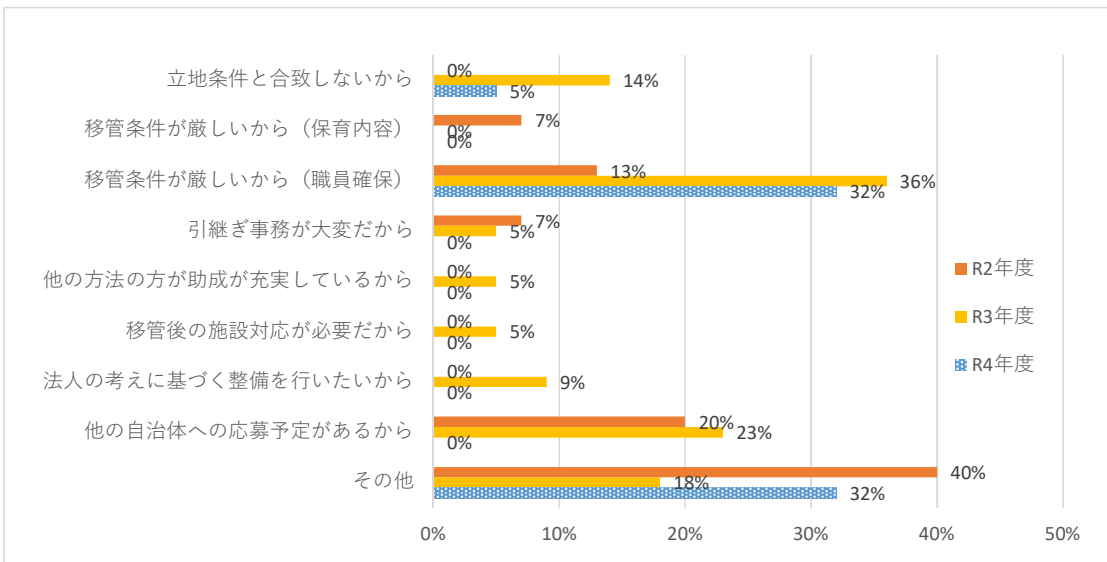
R4年度



<民間移管への応募を希望する理由（複数回答可）>



<民間移管への応募について検討中・応募意向なしである理由（複数回答可）>



令和2～4年度移管法人募集説明会参加法人へのアンケートでは、今後の民間移管への応募を希望する理由について、「土地・建物の整備が必要ないから」「法人の保育理念と通じるから」といった回答が多く見られました。

一方、検討中もしくは応募の予定がない理由について、「職員確保に関する移管条件が厳しいから」「他自治体への応募予定があるから」等の回答が多く見られました。

第7 令和5～6年度（第7期）移管等対象園の方向性について

令和5～6年度移管（第7期）については、配慮事項のある移管等対象園が含まれているため、その方向性について検討しました。

1 令和5～6年度（第7期）移管等対象園

(1) 令和5年度移管予定園

- ・ 向台保育園（保土ヶ谷区）
- ・ 舞岡保育園（戸塚区）
- ・ 上郷保育園（栄区）

(2) 令和6年度移管予定園

- ・ 上大岡東保育園（港南区）
- ・ 釜利谷保育園（金沢区）

(3) これまでの手法（※）による民間移管が難しい園

- ・ 菊名保育園（港北区）
- ・ 公田保育園（栄区）

（※）土地：無償貸付 建物：有償譲渡（不動産鑑定評価額の1/4）

2 これまでの手法（※）による民間移管が難しい園について

菊名・公田の2園については、以下の個別事情のため、これまでの手法による民間移管が困難な状況となっています。

【該当園の状況】

園名	状況
菊名保育園	「建て替え」や「大規模修繕」の実施については、合築施設であることから、施設全体での対応が必要であり、法人単独の判断で保育所部分のみの建て替え等を実施することができない状況です。
公田保育園	「建て替え」や「大規模修繕」の実施については、園舎が立地している団地全体で建築基準法の基準に適合する必要があるため、法人単独の判断で行うことができない状況です。

このため、菊名・公田の2園については、引き続き今後の対応について検討してまいります。

第8 まとめ

1 事業評価

(1) 事業目的の達成状況

ア 多様な保育ニーズへの対応

移管条件に定める「開所時間の延長」「3歳児以上の主食提供（※）」「土曜給食」「一時保育」の4項目をはじめ、今回の保護者アンケートでは、「延長保育利用時の補食の充実及び夕食の提供」「バス遠足など行事の充実」「園HPでの情報提供」などについても、導入されて良かったという意見が数多くありました。さらに、日常の保育についても、「臨機応変な対応が可能となった」「保護者の負担が軽減された」などの意見がありました。

今後もより一層、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育所ごとの園児、保護者及び地域のニーズに沿った対応を迅速かつ丁寧に進めていくことが求められます。

※ 平成31(令和元)年度移管以降の移管等対象園は、全ての園において3歳児(クラス)以上の主食を提供しています。移管にあたっては、本内容を含め保育内容を継承することになっているため、平成31(令和元)年度移管以降は、「3歳児以上の主食提供」について、移管条件としていません。

イ 民間の力の活用による保育環境の改善、地域における子育て支援の充実

各移管先法人の尽力により、老朽改築事業による施設の増改築や、様々な環境改善が行われており、アンケートでも「遊具や設備が綺麗になって満足している」といった声が上がっています。

また、移管条件に定める「地域子育て支援事業の実施」「施設の地域開放」について、育児相談の開催や園庭の開放といった取り組みが移管後も実施されています。

引き続き、民間の力を活用しながら、各施設の状況に応じた保育環境の改善や地域子育て支援の充実に向けた取り組みを支援していく必要があります。

(2) 保護者理解・満足度

保護者アンケートの結果では、総合的満足度で86.3%の方が、個別の項目においても概ね80%以上の方が「満足」・「どちらかと言えば満足」と回答しており、移管後の園運営について、これまで同様一定の高い満足度があることがわかりました。

引き続き、保護者の皆様に 民間移管についての情報がしっかりと伝わるように工夫していくとともに、引継ぎ・共同保育の期間から移管後を見据えて法人と保護者の関係づくりが進むよう、支援していきます。

(3) 事業の進め方

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

今回の検証の対象である平成30～31(令和元)年度に移管した7園については、前回の検証時(H29)と異なり、大部分の保護者があらかじめ移管等対象園であることを知って入園しているため、前回検証時と比べて反響が少なくなっています。

また、保護者のほか、市立職員・移管先法人も前もって移管等対象園であることを認識していたため、「ちょうどよい」との回答が最も多くなっています。

今後とも、前もって民間移管事業の概要が周知できるよう、保護者が移管対象となった園の入園を検討する段階から、丁寧な説明を行っていきます。

イ 「引継ぎ・共同保育」の期間について

アンケートでは、保護者・法人・市立職員の三者とも、移管前1年間(4～3月)の引継ぎ及び3か月(1～3月)の共同保育期間について、「ちょうどよい」という回答が最も多くなっています。

一方、共同保育期間について「短い」と回答した保護者からは、「新年度からの切り替えがうまくいっていない」などのご意見がありました。

また、市立職員を対象にしたアンケートで「短い」「どちらとも言えない」と回答した職員からは、「人数が急に変動すると保育が落ち着かなくなってしまう」といった意見もありました。

「引継ぎ・共同保育」の期間については、現行の期間がちょうどよいという意見が最も多いことから、これからも同様の期間を設けますが、様々な意見も踏まえ、より丁寧に実施していきます。

ウ 移管後のアフターフォローについて

アンケートでは、移管前の市立職員が移管後の園を訪問するアフターフォローの内容・期間等について、法人及び市立職員の双方において「適当である」との回答が最も多くなっています。具体的には、「綿密なフォローで移管を安心して進められた」「移管後の園の様子や子どもたちの成長が見守れて良かった」といった意見がありました。これまで同様一定の評価を得られているため、現状と同様の期間や頻度を基本に、引き続き、移管後においても丁寧に対応していきます。

(4) 法人選考委員会

現在の法人選考の進め方については、法人選考委員会において、毎年度振り返りを行い、課題を抽出し、改善事項を次年度の選考に引き継いでいるため、このまま続けていくべきという意見を多くいただきました。法人選考方法や選考基準については、法人選考委員会での活発な議論の下、より良い法人を選定できるよう、継続的に見直しを行ってまいります。

2 民間移管事業の今後について

(1) 移管等対象園への対応について

市立保育所の民間移管事業は、子どもや保護者をはじめ、移管先法人、地域の方々など、関係者の皆様の御理解、御協力があっはじめて円滑に進めることのできる事業です。

本事業の計画は終盤を迎えており、移管等の対象となっている園に対しては、引き続き、関係される皆様に対し、十分な説明と適切な情報提供を行い、様々なご意見をいただきながら、丁寧に進めていきます。

また、優良な法人を移管先法人として選定することが円滑な民間移管につながることから、引き続き、優良法人確保のため、移管予定園等の情報提供に努めていきます。

(2) 既移管園への対応について

本事業では、「移管後のアフターフォロー」として、移管直後の概ね1年間は、当時の市立園長や職員の訪問などを実施しています。

また、移管後の「三者協議会」についても、原則、移管初年度に3回実施し、その後も必要に応じて実施することとしています。（移管前の在園児が卒園するまで）

移管後の対応については、「移管後のアフターフォロー」だけではなく、日々の情報交換などを通じて、顔の見える関係、相談しやすい関係を築き、移管園の運営が円滑に進むよう、引き続き、支援していきます。

【参考】既移管園一覧（園名は市立園当時のもの） 令和2年4月時点（55園）

区 名	園 名（保育園の表記は省略）	※ 丸数字は移管年度
鶴 見	矢向 ^⑱ 、駒岡 ^⑳ 、生麦 ^㉔	
神 奈 川	菅田 ^⑳	
南	六ツ川西 ^⑱ 、六ツ川 ^㉑ 、清水ヶ丘 ^②	
港 南	丸山台 ^⑱ 、日野 ^⑱ 、下永谷 ^㉓ 、上永谷東 ^㉕ 、南日野 ^㉕ 、笹下 ^㉗ 、港南台 ^㉙ 、上永谷西 ^㉛ 、笹下南 ^②	
保土ヶ谷	千丸台 ^⑰ 、新桜ヶ丘 ^㉒ 、境木 ^㉔ 、保土ヶ谷 ^㉘ 、川島 ^㉚	
旭	鶴ヶ峰 ^⑱ 、中希望が丘 ^⑱ 、善部 ^㉓ 、西川島 ^㉕ 、中尾 ^㉗ 、若葉台 ^㉙ 、川井宿 ^②	
磯 子	洋光台 ^㉑ 、杉田 ^㉛	
金 沢	谷津 ^⑰ 、並木第三 ^⑱ 、西柴 ^㉓ 、北六浦 ^㉕ 、並木第二 ^⑳	
港 北	岸根 ^⑱ 、日吉西 ^⑱ 、大倉山 ^㉓ 、高田 ^㉕ 、箕輪 ^㉘	
緑	霧が丘 ^⑱ 、青砥 ^㉑	
青 葉	柿の木台 ^⑱ 、もみの木台 ^㉒ 、千草台 ^㉔ 、荏田西 ^㉚	
都 筑	勝田 ^⑱	
戸 塚	秋葉 ^⑰ 、南戸塚 ^㉒ 、名瀬 ^㉔	
瀬 谷	瀬谷 ^⑰ 、阿久和 ^㉒ 、宮沢 ^㉔ 、下瀬谷 ^㉚ 、細谷戸 ^②	